

改正

平成23年 3 月25日 条例第14号

平成23年 7 月 1 日 条例第19号

平成24年 3 月22日 条例第 6 号

平成25年 9 月30日 条例第24号

平成30年12月19日 条例第50号

令和元年12月24日 条例第32号

令和 2 年12月24日 条例第52号

令和 3 年 7 月 7 日 条例第33号

令和 3 年12月24日 条例第42号

廃止 令和 7 年 6 月27日 条例第20号

三次市定住促進住宅管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市内へ居住又は定住しようとする者に対し、生活の基盤となる住宅を供給することで定住促進を図り、もって地域活性化の担い手を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三次市定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。） 市が、前条に規定する目的達成のため、旧独立行政法人雇用・能力開発機構から買い取った住宅をいう。
- (2) 共同施設 定住促進住宅に入居する入居者が共同して使用する附帯施設等をいう。
- (3) 市営住宅等 三次市営住宅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第235号）、三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第236号）、及び三次市定住住宅設置及び管理条例（平成16年三次市条例第240号）に規定する住宅をいう。

(設置)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、定住促進住宅を設置する。

- 2 定住促進住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の適用外の市有住宅として設置し、名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(入居者の募集方法)

第4条 市長は、定住促進住宅の入居者を公募するものとする。ただし、三次市営住宅設置及び管理条例第6条各号に掲げる事由に該当するときは、公募を行わず入居させることができる。

2 前項の規定による公募は、入居の申込期間の初日から起算して少なくとも1週間前に次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 三次市公告式条例（平成16年三次市条例第3号）による公示
- (2) 市の広報紙及びホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める方法

3 前2項の規定による公募は、棟ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行うものとする。

- (1) 賃貸住宅が定住促進住宅であること。
- (2) 賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- (3) 入居者の資格
- (4) 家賃その他の賃貸の条件
- (5) 入居の申込期間及び場所
- (6) 申込みに必要な書面の種類
- (7) 入居者の選定方法

4 前項第5号の申込期間は、少なくとも1週間とする。

（入居者の資格）

第5条 定住促進住宅に入居することのできる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 自ら居住するための住宅を必要とする者若しくは自ら居住するための住宅を必要とする者のうち現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他入居申込み後3月以内に婚姻する予定者を含む。以下「同居親族」という。）があるもの
- (2) 市の住民基本台帳に登録されている者又は市に住民基本台帳を移すことを確約できる者
- (3) 居住地において、課税又は賦課された当該市町村の税及びその他の料金を完納している者であること。ただし、当該市町村の税及びその他の料金が課税又は賦課されていない者は、この限りでない。
- (4) 入居しようとする世帯の収入が、市長の定める基準に該当すること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号以外の入居者の満たすべき要件を別に定めるこ

とができる。

(入居許可の申請)

第6条 前条に規定する入居資格のある者で定住促進住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより、所定の入居申込書その他市長が定める書類を提出し、入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考及び決定)

第7条 入居の申込みをした者の数が使用させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、入居申込者で第5条に規定する資格を有する者のうちから抽選により、入居者を決定する。

2 入居の申込みをした者の数が使用させるべき定住促進住宅の戸数を超えない場合は、入居の申込者で第5条に規定する資格を有する者を入居者として決定する。

3 市長は、前2項の規定により定住促進住宅の入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者に対し、その旨を通知するものとする。

(入居補欠者)

第8条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が定住促進住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第9条 入居決定者は、決定のあった日から起算して10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 独立の生計を営み入居決定者と同程度以上の収入を有する者であって市長が適当と認める連帯保証人1人及び同居の親族以外の者であって緊急時に連絡が取れるもの1人が署名する定住促進住宅定期契約書を提出すること。

(2) 第18条の規定による敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事由により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に前項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別な事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による定住促進住宅定期契約書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしない

ときは、入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、入居決定者が第1項各号に掲げる手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに定住促進住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 入居決定者は、入居可能日から起算して15日以内に定住促進住宅に入居しなければならない。

(入居の期間)

第10条 入居決定者は、市長と借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する定期建物賃貸借契約（以下「定期契約」という。）を結ぶものとし、定住促進住宅に入居できる期間（以下「入居期間」という。）は、前条第5項に規定する入居可能日から2年を超えない範囲で市長が指定するものとする。

2 前項に規定する定期契約は、前項に規定する入居期間の満了により終了し更新はない。ただし、第5条第1項の規定を満たし、第30条第1項各号のいずれにも該当しない場合は、市長と入居者との合意の上で、当該入居期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期契約を結ぶことができる。

3 市長は、法第38条第3項の規定に基づき、入居決定者の入居の際、前2項の定期契約に関することについて書面を交付して説明しなければならない。

4 市長は、法第38条第6項の規定により、入居期間が満了する日の1年前から6月前までの間に、入居者にその旨を通知しなければならない。

5 第2項本文の規定により定期契約が終了した入居者は、定住促進住宅を明け渡さなければならない。

(同居の承認)

第11条 入居者は、入居の際に同居を認められた同居親族以外の親族を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する新たに同居させようとする者が第30条第1項第1号から第6号までに該当するときは、同項に規定する承認をしてはならない。

3 市長は、第1項に規定する同居の申請が適当であると認めるときは、当該入居者に対して、速やかにその旨を通知する。

(入居の承継)

第12条 定住促進住宅の入居者が死亡し、又は退居した場合において、当該同居親族が引き続き定住促進住宅に居住を希望するときは、当該同居親族は、市長が定めるところにより、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する新たに承継しようとする者が第30条第1項第1号から第6号までに該当するときは、同項に規定する承認をしてはならない。

3 市長は、第1項に規定する承継の申請が適当であると認めるときは、当該入居者に対して、速やかにその旨を通知する。

(家賃の決定及び変更)

第13条 定住促進住宅の家賃は、別表第2に規定する額を上限とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、近隣の民間の賃貸住宅の家賃水準等を考慮して家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 定住促進住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 定住促進住宅について改良を施したとき。

3 市長は、前項の家賃の変更を行ったときは、速やかに当該入居者にその旨を通知しなければならない。

(家賃の徴収)

第14条 市長は、入居者から第9条第5項の入居可能日から当該入居者が定住促進住宅を明け渡した日（第30条による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（12月にあつては25日。また、月の途中で明け渡した場合（12月に明け渡した場合も含む。）は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が三次市の休日を定める条例（平成16年三次市条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日に該当するときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 新たに定住促進住宅に入居した場合又は定住促進住宅を明け渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第28条に規定する手続を経ないで無断で定住促進住宅を立ち退いた場合は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しのあった日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(共益費の徴収)

第15条 市長は、定住促進住宅に附帯する施設等の維持管理のため、5,000円を限度として規則で定める額を共益費として入居者から徴収する。

2 前条の規定は、共益費の徴収及び納付について準用する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事由がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者が病気にかかったとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者の責めに帰すべき事由によらないで、引き続き10日以上定住促進住宅の全部又は一部を使用できないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長において前3号に準ずる特別な事由があると認めるとき。

(督促及び遅延損害金の徴収)

第17条 市長は、第14条第2項の納期限までに家賃を納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 遅延損害金の徴収については、三次市債権管理条例（平成27年三次市条例第37号）の定めるところによる。

(敷金)

第18条 市長は、入居者から3月分の家賃（家賃が変更された場合は当該家賃の額）に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収した敷金は、入居者が当該定住促進住宅を明け渡すとき、無利息でこれを還付する。ただし、家賃の滞納その他の債務の不履行が存在するときは、当該債務の額の内訳を明示したうえで、敷金のうちからこれを控除する。

(敷金の運用)

第19条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕の実施及び費用の負担)

第20条 市長は、定住促進住宅の修繕（畳の表替え、障子紙の張り替え、ふすま紙の張り替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕を除く。）を実施するものとする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
 - (3) 給水施設及び污水处理施設の維持管理に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める費用
- (入居者の保管義務等)

第22条 入居者は、定住促進住宅の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により、定住促進住宅が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第23条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(長期不在の届出)

第24条 入居者が定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第25条 入居者は、定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(承認事項)

第26条 入居者は、居住のみを目的として、定住促進住宅を使用しなくてはならない。ただし、市長の承認を得たときは、定住促進住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え及び増築)

第27条 入居者は、定住促進住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは模様替えし、又は増築することができる。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときは、入居者の負担で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

- 3 第1項の承認を得ずに定住促進住宅を模様替えし、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査)

第28条 入居者は、定住促進住宅を明け渡そうとするときは、30日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第29条 入居者は、定住促進住宅を明け渡す場合は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該住宅の原状回復をしなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 故意又は過失により定住促進住宅を損傷したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上定住促進住宅を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居親族が該当する場合を含む。）。
- (6) 第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。

2 前項の規定に基づき定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、市長の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の2倍に相当する額の金銭を納付しなければならない。

(住宅監理員)

第31条 定住促進住宅監理員（以下「監理員」という。）は、市長が市職員のうちから2人以内の範囲において任命する。

- 2 監理員は、定住促進住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、定住促進住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。ただし、代表権は有しない。
- 3 前2項に規定するもののほか、監理員に関し必要な事項は、市長が定める。

(立入検査)

第32条 市長は、定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、監理員又は市長の指定した者に随時定住促進住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により検査に当たる者は、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該住宅の入居者に承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった

ときは、これを提示しなければならない。

(駐車場の管理)

第33条 定住促進住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、条例等の定めるところにより行わなければならない。

(駐車場使用許可)

第34条 駐車場の使用を希望する者は、市長の許可を得なければならない。

(駐車場使用者の資格)

第35条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 定住促進住宅に入居又は同居している者で、自らが使用するため駐車場を必要とするもの
- (2) 第30条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

(駐車場使用の申込み)

第36条 前条に規定する条件を備えた者で、駐車場の使用を希望するもの（以下「使用希望者」という。）は、市長が定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対して通知するものとする。

(駐車場使用者の決定)

第37条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用を決定しなければならない。ただし、使用希望者が身体障害者である場合、その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は当該使用希望者に当該駐車場を使用させることができる。

(駐車場使用の手続)

第38条 第36条第2項に規定する通知を受けた使用決定者は、当該通知を受けた日から10日以内に、次条に規定する駐車場敷金を納入し、市長が別に定める所定の書類を提出しなければならない。

- 2 使用決定者が、やむを得ない事由により前項に規定する手続を期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に手続をしなければならない。
- 3 市長は、使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に手続をしないときは、駐車場の使用を取り消すことができる。
- 4 市長は、使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対し、

速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

- 5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(駐車場敷金)

第39条 市長は、使用決定者から駐車場の使用開始の日における駐車場使用料の3月分に相当する金額の範囲内において、駐車場敷金を徴収することができる。

- 2 前項に規定する駐車場敷金は、駐車場の使用者が駐車場を明け渡すときに、これを還付する。ただし、未納の使用料その他の債務の不履行が存在するときは、駐車場敷金のうちからこれを控除した金額を還付する。

- 3 駐車場敷金には、利息を付けない。

(駐車場の使用料)

第40条 駐車場の使用料は、5,000円を限度として規則で定める。

- 2 前項に規定する使用料については、市長が物価の変動に伴い必要があると認めたとき、又は駐車場の改良を施したときは変更することができる。
- 3 市長は、前項に規定する駐車場使用料の変更を行ったときは、速やかに駐車場の使用者にその旨を通知しなければならない。

(駐車場使用許可の取消し)

第41条 市長は、駐車場の使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場使用許可を取り消し、明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月分以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
 - (4) 第35条に規定する使用者の資格を失ったとき。
 - (5) 駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により、駐車場の明渡し請求を受けた使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

(準用規定)

第42条 駐車場の使用については、第24条から第26条まで及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「定住促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「居住」とあるのは「駐車」と、「住宅以外」とあ

るのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

- 2 駐車場の使用料の納付については、第14条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「定住促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(定住促進住宅管理審議会)

第43条 市長の諮問に応じ、定住促進住宅等の管理に関する重要事項の調査及び審議をさせるため、三次市定住促進住宅管理審議会を置く。

(管理の委託)

第44条 市長は、この条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を委託することができる。

- (1) 定住促進住宅の入居者の募集に関すること。
- (2) 定住促進住宅の家賃の徴収に関すること。
- (3) 定住促進住宅及び共同施設の維持、修繕並びに改良に関すること。
- (4) 定住促進住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。
- (5) その他、定住促進住宅及び共同施設の管理に関すること。

(指定管理者による管理)

第45条 定住促進住宅、共同施設及び駐車場（以下「定住促進住宅等」という。）の管理は、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三次市条例第299号）第3条の規定により指定する団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第46条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 定住促進住宅等の使用の手続に関する業務
- (2) 家賃、共益費及び駐車場使用料の収納に関する業務
- (3) 定住促進住宅等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の期間)

第47条 指定管理者が定住促進住宅等の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する月の翌月の1日から当該年度の3月31日まで及び翌年度の4月1日から起算して6年間とする。

- 2 指定を受けた日の属する月の翌月の1日又は指定を受けた日が4月1日の場合においては、前項の規定にかかわらず、当該の日から起算して6年間とする。

- 3 前2項いずれの場合においても、指定管理者の再指定を妨げない。

(市長による管理)

第48条 市長は、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）第2条の規定による申請がなかったとき、手続条例第3条の規定による指定ができなかったとき、又は手続条例第7条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じたとき、若しくは市長が必要と認めるときは、第45条の規定にかかわらず、定住促進住宅等の管理の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の規定により市長が定住促進住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

(意見の聴取等)

第49条 市長は、第5条第1項第5号、第11条第2項及び第12条に該当する事由その他規則で定める事由の有無について、広島県警察本部長及び三次警察署長の意見を聴くことができる。

2 広島県警察本部長及び三次警察署長は、第30条第1項第5号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

3 この条例の施行日前において、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）との間で雇用促進住宅貸与契約（（「覚書」を含む。）以下「普通契約」という。）を締結し、平成22年1月31日現在、現に入居している者で、当該普通契約を継続することを希望するものにあつては、当該普通契約は、この条例の施行後も、なおその効力を有するものとし、機構との間で雇用促進住宅定期貸与契約（以下「定期契約」という。）を締結し、平成22年1月31日現在、現に入居しているもので、この条例及び関係例規（以下「条例等」という。）に規定する家賃よりも当該定期契約で定める家賃が低額なものにあつては、当該者が当該定期契約を機構が定める雇

用促進住宅運営要領の運用について（平成16年3月1日付15雇能理発第26号）により再契約したときの入居期間に応じた家賃額が、この条例等の規定する家賃額と同額以上になるまでの間、当該者の家賃については、なお、従前どおりとする。

- 4 施行日以降に、雇用促進住宅願万地宿舍（以下「願万地宿舍」という。）及び市営住宅等から入居決定した者の家賃額については、その者に係る第13条の規定による家賃額が、入居決定の前月の願万地宿舍、市営住宅等家賃額を超える場合にあっては、第13条の規定による家賃額から入居決定の前月の願万地宿舍及び市営住宅等家賃額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる経過年数の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、入居決定の前月の願万地宿舍及び市営住宅等家賃額を加えて得た額とする。ただし、その額の100円未満は切り捨てる。

経過年数	負担調整率
入居初年度	0.25
入居2年目	0.50
入居3年目	0.75
入居4年目以降	1.00

- 5 施行日以降に、定住促進住宅から他の定住促進住宅へ入居決定した者の家賃額については、前項を準用する。

（延滞金の特例）

- 6 当分の間、第17条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 7 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。
- 8 前2項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における

金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成23年条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年条例第19号）

この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月22日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 6 月 1 日から施行する。ただし、次号に掲げる規定は、同号に定める日から施行する。

（1） 附則第 3 項から第 7 項までの規定 平成24年 4 月 1 日

附 則（平成25年 9 月30日条例第24号抄）

（施行期日）

- 第 1 条** この条例は、平成26年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第12条の規定、第14条の規定及び第21条の規定 公布の日

（2）～（3） 略

附 則（平成30年12月19日条例第50号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行日前においても、三次市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができる。

（指定管理期間の特例）

- 6 この条例第 4 条の施行の日以後最初に指定する定住促進住宅等の指定管理期間については、三次市定住促進住宅管理条例第47条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月31日までとする。

附 則（令和 2 年12月24日条例第52号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(三次市定住促進住宅管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 この条例第10条による改正後の附則第6項及び第7項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年7月7日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日条例第42号)

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第35条の規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和7年6月27日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年三次市条例第66号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(三次市営住宅整備等基金条例の一部改正)

3 三次市営住宅整備等基金条例（平成16年三次市条例第103号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三次市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第 1（第 3 条関係）

名称	位置
寺戸定住促進住宅	三次市三次町367番地 2
寺戸第二定住促進住宅	三次市三次町381番地 5
吉舎定住促進住宅	三次市吉舎町吉舎1562番地 4
三良坂定住促進住宅	三次市三良坂町三良坂1020番地 1

別表第 2（第13条関係）

名称	家賃額
寺戸定住促進住宅	33,000円
寺戸第二定住促進住宅	35,000円
吉舎定住促進住宅	33,000円
三良坂定住促進住宅	33,000円